

論文

明治期の三重県松阪郵便取扱所、水谷久右衛門 —飛脚問屋からの転身—

巻島 隆

はじめに

前号で取り上げた江戸時代に伊勢国松坂本町で営業した飛脚問屋山城屋久右衛門（水谷姓）は、明治6年（1873）3月から明治23年（1890）5月までの約17年間、三重県の松阪郵便取扱所（後に松阪郵便役所、松阪郵便局）を営業した。

明治3年、明治政府は定飛脚仲間との東西両京間の信書送達の御用契約を打ち切り、郵便制度導入に向けて大きく舵を切った。明治4年3月、明治政府は東海道の新式郵便を敷設し、これに成功したため明治5年7月1日付で全国に郵便路線の拡張に踏み切った⁽¹⁾。

明治政府は財政的に官設の郵便局を設置することが困難であったため、地域名望家（各地域の村役人層、豪農、豪商、本陣など、いわゆる名士）に委託して郵便取扱所を設置した⁽²⁾。一方、同年1月18日付で政府は「総テ郵便御用取扱人ハ近傍在々へ多ク往復之便宜得候業体ノ者ヲ相撰ミ申度事、但從來飛脚渡世致シ候者ハ其撰ニ不當事」と規定し、郵便取扱所の担い手から従来の飛脚問屋を排除した⁽³⁾。政府は地域名望家の名誉欲（準官吏と手当）を巧みに利用し、明治5年に郵便取扱所980カ所を新設した。明治4年の設置分と合わせると計1,159カ所（内3カ所廃止）の郵便取扱所の誕生をみるに至った⁽⁴⁾。

しかし、郵便事業から飛脚問屋が排除されたものの、郵政史家の藪内吉彦氏が指摘するように郵便取扱所の中には飛脚問屋が担ったものが若干含まれている。東海道の枚方宿でも上堀与兵衛（屋号酢屋）、見付宿の石屋次兵衛、伊勢街道の松坂では水谷休之丞（飛脚問屋山城屋久右衛門の息子）などの郵便取扱人（役）の事例が明らかにされている。そのほか大阪堺筋安土町の飛脚問屋江戸屋久右衛門が「郵便受取所」となった⁽⁵⁾。

飛脚問屋が郵便事業に携わった事例は今のところ少数に属するが、中でも三重県飯高郡松阪

1 『郵政百年史資料13 駅通明鑑（郵便下）』（吉川弘文館、1968年）228、229頁。研究論文では小原宏「明治前期における郵便局配置に関する分布—千葉県郵便局ネットワークから着目して—」（『郵政資料館研究紀要』創刊号、2010年）、井上卓郎「日本における近代郵便の成立過程—公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成—」（『郵政資料館研究紀要』第2号、2011年）。両論考では明治期前半の郵便局ネットワークの急増・急減について触れ、小原は廃局の理由についてマクロ経済とは関係なく、ネットワークの効率化によるものであるとし、また井上は廃局の対象となったものが明治13年以降設立の局であることなどの事実を明らかにしている。

2 郵便局ネットワークに関するマクロ的なアプローチは多いが、ネットワークを構成した各地域の特定郵便局に関する事例研究はまだ数が少ない。藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史—創設から確立へ—』（明石書店、2010年）の石部郵便局の事例、小原宏「明治前期における郵便局ネットワークの調整が郵便局経営に与えた影響—筑前国甘木郵便局を事例として—」（『郵政博物館研究紀要』第6号、2015年）など。

3 『郵政百年史資料 駅通明鑑（郵便下）』68頁

4 同上148、149頁

5 藪内吉彦『日本郵便創業の歴史』（明石書店、2013年）180、181頁

の山城屋久右衛門（休之丞急死のため、父久右衛門が郵便取扱人となる）は郵便取扱所と内国通運松阪支社を経営した。いわば郵便と物流の業務を一身で兼ねた事例である。こうした事例は例外に属するのか、はたまた少数程度の事例を確認し得るのであろうか。近世・近現代郵政史・物流史の基本的な史実として明らかにする必要がある。

そこで本稿では水谷久右衛門の郵便取扱所の機能に焦点を絞って検討する。主に用いる史料は水谷家文書（国立文学研究資料館蔵）である。文書番号26Q25「松坂郵便局事務書類 一」から26Q30「松坂郵便局事務書類 六」までの計6冊は、郵便取扱役の拜命、郵便取扱役の等級、為替伝習関係、書記役関係、配達区域のデータなどの関係史料などが綴じられる。まさに明治初期の郵便取扱所の実相を示す好個の史料と言えよう。これを詳細に解説することにより、まずは松坂郵便取扱所の実態解明を試みたい。

1 郵便取扱役 水谷休之丞と水谷久右衛門

(1) 水谷休之丞

明治4年（1871）3月、明治政府は東海道に新式郵便を敷設した。これに成功した明治政府は明治5年7月1日付を以て郵便路線を全国的に拡大することとした。

No.	旧国名	地名	設置年月	郵便取扱役	為替取扱所 (明治8年)	備考	
1	伊勢	桑名郡桑名	明治4年3月	水谷平八郎	○		
2		三重郡四日市	明治4年3月	吉田角郎	○	「郵便取扱役代理見習／吉田捨四郎」	
3		安濃郡津	明治5年4月	田村四郎兵衛	○	「田村四郎兵衛代理／太田鹿之介」「郵便局見習役／田村政太郎」	
4		度会郡山田	明治5年3月	黒部仁兵衛	○		
5		河曲郡神戸	明治5年4月				
6		河曲郡白子	明治5年4月	河合孫六			
7		鈴鹿郡石薬師	明治4年3月				
8		鈴鹿郡庄野	明治4年3月				
9		鈴鹿郡亀山	明治4年3月	小林市三郎	○		
10		鈴鹿郡関	明治4年3月				
11		鈴鹿郡坂ノ下	明治4年3月				
12		飯高郡松坂	明治5年3月	水谷久右衛門	○		
13		飯高郡大石	明治5年4月				
14		飯高郡宮前	明治5年4月				
15		一志郡久居	明治5年4月				
16		奄芸郡上野	明治5年4月	貝増与四郎			
17		伊賀	阿拝郡上野	明治5年4月		○	
18			阿拝郡佐那具	明治5年4月			
19			阿拝郡柘植	明治5年4月			
20			名張郡名張	明治5年4月	小川弥蔵	○	
21		志摩	蒼志郡鳥羽	明治5年5月	鵜飼九左衛門	○	

* 郵便取扱役と備考欄は水谷家文書26Q-33「各地郵便為替用印鑑帳」、水谷家文書26Q31-2「郵便為替取扱規則」、水谷家文書26Q31-3「郵便為替規則抄録」に基づく

表1 三重県内の郵便取扱所及び為替取扱所

それに先立ち、明治5年3月に松阪郵便取扱所が設置された。三重県内（旧伊勢、伊賀、志摩3カ国）では明治4年3月から明治5年5月にかけて21カ所の郵便取扱所が設置された（表1参照）。

翌6年3月に水谷休之丞が郵便取扱役に任ぜられ、等外二等格で郵便御用を請け負った。

※欄外 初代

水谷休之丞

郵便御用取扱中駅通寮等外二等格申付候事

明治六年三月

大蔵省⁽⁶⁾

明治5年3月から明治6年3月までの1年間の経緯は不明である。恐らく水谷家以外の者が郵便取扱役を担った可能性が高いが、この間の史料がないため確言できない。水谷家文書の郵政関係史料は明治6年以降のものだからである。

水谷休之丞は久右衛門の長男である。弘化元年（1844）12月17日に生まれ。明治6年の段階で数え30歳である。数え58歳の久右衛門は、この休之丞に期待していたところがあった節が後年の史料（表題は「御願」）から窺える⁽⁷⁾。

休之丞は政府御用を請け負い、月手当として五口米と筆紙墨料50銭を下賜されることになる。郵便為替業務の研修を目的とした郵便為替伝習受講のため、11月に東京府の駅通御寮へ赴く。伝習を終えて12月1日に東京府を出立して帰路に箱根で発病する。静岡と浜松で診療を受けて服薬するが、愛知県豊橋で明治7年（1874）12月15日に客死する。

そのため12月22日付で「水谷休之丞付属 代理」である玉川惣助と藤田範七が連名で息子に代わって父親の水谷久右衛門に郵便御用を拝命してくれるように度会県権令久保三宛てに願ひ出ている。願ひは認められ、水谷久右衛門が郵便御用を拝命した。

水谷久右衛門

五等郵便取扱役申付候事

右内務卿之命ヲ以相達候也

明治七年十二月

駅通頭前嶋密（印）

五等郵便取扱役

水谷久右衛門

其地三等郵便役所詰申付候事

但、役所建築相成候迄其自宅ヲ以仮役所ト相称可申事

明治七年十二月

駅通頭前島密（印）

12月12日付で水谷久右衛門は五等郵便取扱役に任じられ、三等郵便役所詰を申し付けられる。新たに郵便役所が完成するまでは自宅を「仮役所」とすることを下命されている。さらに国からは月手当として郵便御用取扱に伴う五口米と筆紙墨料金50銭が支給された。

水谷久右衛門

6 水谷家文書26Q-25「松阪郵便局事務書類 一」（国文学研究資料館所蔵）

7 同上。明治23年5月に提出された「御願」（辞表願ひ）に長男休之丞の客死の経緯が記され、父親としての思いが汲み取れる。

本年十一月十六日ヨリ郵便御用取扱中一ヶ月為御手當五口米筆紙墨料金五十錢被下候事、
但、本文御手當米之儀米價之高低ヲ平均シ五口米金五十錢宛之割ヲ以被下候条筆紙墨料共
総而繰替渡金之内ヲ以引去、出納計表ニ仕組可差出事

明治七年十二月

驛通寮前嶋密□

頭

飛脚問屋を営んだ後、隠居生活を送っていた60歳の水谷久右衛門であったが、息子休之丞の病死により急遽、郵便業務を担うことになった。為替取扱方も同時に就任し、こちらも「為替方法伝習」を受けるための山田郵便役所への出張を驛通寮から要請されている。

(2) 水谷久右衛門

水谷久右衛門は文化13年（1816）8月15日生まれとされる⁽⁸⁾。自らの「履歴書」にそのように記載されるが、同じ綴じ本「松阪郵便局事務書類 二」にある「取扱役ノ部」には文化10年（1813）8月15日と記されており、3年の異同がある。ここでは改めて自身の経歴趣旨に執筆した「履歴書」の文化13年を採用することにする。

文化13年生まれだとすると、明治7年の段階だと数え59歳となる。当時としては高齢の域であり、恐らく山城屋久右衛門こと水谷久右衛門はすでに隠居していたものと思われる。また本来は郵便取扱役の委嘱から排除されるはずの飛脚問屋であるが、そうした規制を超えて水谷久右衛門が郵便取扱役を委嘱された。

かつて飛脚問屋を営業した水谷久右衛門が郵便取扱役に任命された理由は、如上の史料だけでは確かなことを窺い知ることができない。まず急逝した長男休之丞が死に際に遺言として言い残した可能性が考えられる。そのため郵便取扱所の書記も久右衛門を郵便取扱役にと願い出たものと思われる。久右衛門も息子の業務を引き継ごうという意志があったからこそ元飛脚問屋による郵便取扱所が誕生したものと推察される。

本来、飛脚問屋を排除したい驛通寮がなぜ久右衛門を郵便取扱役として認可したのか、その理由も史料には明記されない。あくまで私見であるが、休之丞の急死の後、他に郵便取扱役として適役が見当たらず、驛通寮もやむを得ず手っ取り早く例外的に認めたものと推察される。

② 郵便取扱役の業務

(1) 郵便取扱役奉務要領

明治時代の郵便制度は歳月の経過と共に徐々に整備されたものであり、当然ながら明治4年から7年にかけての郵便草創期における郵便取扱所は、明治中後期の郵便局の趣きとはまた様相を異にしたであろうことは容易に推察される。

明治15年4月1日付で三重県驛通掛から水谷久右衛門宛てに「郵便取扱役奉務要領」が通達された。郵便草創期を経過して制度的に整備が進んだ段階での郵便取扱役の職務心得なので長文ながら以下に掲げておきたい。

郵便取扱役奉務要領

一 現今制定ノ郵便規則罰則及将来改正又ハ新定可相成規則諸常例等ヲ熟讀シ、其理會シ難キ箇條アラハ近傍ニ於ケル先進ノ取扱役ニ質問或ハ本局へ経伺メテ明瞭ニ心得ベシ

8 水谷家文書26Q26「松阪郵便局事務書類 二」に綴じの内「履歴書」に基づく。

- 一 飛信通送ハ殊ニ迅速ヲ要スヘキニ付、能ク其規則ニ遵ヒ常ニ心ヲ用フヘシ
- 一 郵便取扱上ニ就テハ官私貴賤ヲ論セス總テ公平ヲ主トナシ、丁寧ヲ旨トスヘシ
- 一 郵便物ノ取扱ハ成規ニ依準シ、決シテ違犯ノ所為ナカラシムヘシ
- 一 自身疾病、其他無途儀事故ニ由リ奉務シ難キ時ハ助務者（本局ヨリ取扱役ノ辞令ヲ附シタルモノ以下之ニ倣ヒ）或ハ書記役之レアル局ハ其者然ラサル局ハ取扱役信據スヘキ者ヲ撰ミ代理セシムヘシ

但、右代理人ノ氏名并ニ印鑑ハ兼テ届出ヘシ

- 一 郵便局ハ自宅ノ部分ヲ以テ之ニ充ツヘシ
- 一 分局及所轄切手賣下所之レアル局ハ其取扱方ヲ注視シ、穩當ナラサル件々アラバ之ヲ訓諭スベシ、又不都合ノ事アラハ本局エ届出ヘシ
- 一 日記簿ヲ造リ置キ總テ全員切手葉書封皮等ノ出納、其他用紙類各般ノ官物并ニ其局ニ於テ取扱タル事務ノ要領ヲ記スヘシ
- 一 平常ハ勿論非常ノ時ト雖モ官金官物ハ大切ニ保護スヘシ、若シ保護ノ怠リヨリ焼失或ハ毀損紛失スル等ノ場合ニ於テハ事實取糺ノ上之ヲ辨償セシムル事アルヘシ
- 一 總テ上納金ハ何時ニテモ指圖次第納ムヘキ様常ニ準備シ置クヘシ、若シ延納等ノ事アラハ之ヲ身元引受人ヨリ辨償セシムヘシ
- 一 助務者或ハ書記役、代理人、雇人ニ至ル迄官金、切手手當辨償スヘキ廉之アル時ハ本人ハ勿論取扱役ニ於テ其責ニ任スヘシ
- 一 郵便勘定表ハ成規ノ通、調理シ、取扱役及其身元引受人ノ記名調印ヲ以テ毎月差立ノ期限ヲ違ハス、差出スヘシ、若シ差立期日ヨリ五日間ヲ過ルモ猶差立サル事故意又ハ怠慢ニ出ルモノハ金五圓以内ノ違約謝金申付ヘシ
- 一 郵便為替ヲ取扱フ局於テハ切手葉書封皮等賣下代金ハ郵便勘定表差立て期日ト同日ニ郵便為替ヲ以テ本局ヘ送納スヘシ、若シ差立期日ニ後ル、事前項同様ノ時ハ金五圓以内ノ違約謝金申付ヘシ
- 一 集配人ハ能ク平常ノ行狀篤實ナル者ヲ使用シ、其集配方ニ於テ成ルヘク丈ケ速カナラシムヘシ
- 一 郵便継立取扱時間ハ成規ニ從ヒ成ルヘキ丈ケ遅延セサル様特ニ心ヲ用フヘシ
- 一 郵便通送ハ通送受負約定者ヲシテ極テ強壯ノ人馬ヲ使用シ、必ス一定ノ速度ヲ履行シ、一定ノ時間ニ送達セシムヘシ、謂レナク澁滞アルトキハ脚夫或ハ其使用者ヲ督責シ、其次第ニ依リ本局江具申スヘシ

但、現在取扱役ニ於此受負ヲナス者ト雖モ其區別ヲ立本文ノ通相心得ヘシ

- 一 郵便切手葉書封皮ヘモ其定價ヨリ私ニ定價ヲ以賣ルヘカラス
- 一 郵便配達賃ハ目方ノ輕重ニ不拘ラス壹箇ニ付、一市内ハ壹厘五毛、市外ハ七厘ツヽ、又別配達ハ規則ニ定アル、別配料ノ額ヲ給スヘシ
- 一 郵便別配達料月額請負ノ局ニ於テハ適宜ノ人員ヲ備江市内外トモ右請負ノ額ヲ以配達スヘシ、且別配達料ハ前同様給スヘシ
- 一 別仕立脚夫賃ハ地況ノ難易等ニ依リ其宜シキニ任スヘシ雖モ凡ソ一里當リ比隣相當ノ額ヲ定メ決シテ不相當ノ高ヲ請取ルヘカラス
- 一 自身ハ勿論助務者、書記役、代理人及身元引受人改名印、轉住等總テ差出シ置タル書面ニ変更ヲ生スル時ハ速ニ之ヲ報告スヘシ
- 一 助務者死亡歟其職ヲ辞スルトキハ辞表ヲ添テ其他変更セントスル場合ニ於テハ管轄廳ヲ經テ（東京府内ハ直ニ本局エ）申立ツヘシ

一 身元引受人死亡或ハ其責任ヲ辞スルカ或ハ破産ニ及フ時ハ速ニ其代リ身元引受人ヲ立、引請書へ證印ノ書面ヲ添へ管轄廳ヲ經テ（東京府内ハ直ニ本局へ）届出ツヘシ

一 前條々ノ内、郵便集配ヲ為サ、ルカ如キ等總テ其取扱ニ関與セサル局ハ其條款（款カ）ヲ無用ノモノトス

凡ソ郵便取扱役タル者ハ右要領ノ趣、屹度遵守致シ取扱ノ詳細ニ於テハ規則條例等ニ因リ辨明可致、此旨相達候也

明治 年 月 日 駅通總官 野村靖

前書御達ノ趣、敬承仕候、依之御受仕候也

三重管下伊勢國飯高郡裕阪

郵便取扱役

水谷久右衛門

上記は24カ箇条から成り、郵便取扱役の心得が記される。主な内容は①局から局への通送（脚夫を用いた）を可能な限り速く実施する、②郵便取扱役自身の職務遂行不能時に代理を立てる、③郵便局は自宅の一部を充当、④「日記簿」に職務記録を付ける、⑤官金・官物を大切にす、⑥分局と管轄下の切手売下所を監督、⑦局員の弁償の際に郵便取扱役が弁償義務を負う、⑧郵便勘定表の適切な処理、⑨郵便為替を扱う局は切手・葉書・封皮の売り下げ代金を為替で本局へ送金、⑩集配人は篤実な者を採用、⑪郵便通送は強壯の人馬を用いて時間厳守、⑫郵便配達賃は市内1厘5毛、市外は7厘ずつと規定、⑬郵便取扱役、助務者、書記役、代理人、身元引受人の名前・印鑑・居住地の届け出—などである。

「郵便取扱役奉務要領」を読むと、明治政府が要求した郵便取扱役の在り方は、究極的には郵便制度を維持・遂行することを目的に人員の適正配置・処理、また金銭出納面での厳格なチェック、さらに人員欠員の場合の対処などが強く求められたものと言えよう。それらは“職務への忠実”“高い倫理性”に裏付けられて初めて遂行可能であった。

上記「郵便取扱役奉務要領」は実は印刷されたものではなく、肉筆で記されている。水谷久右衛門の職務への生真面目な性格と態度が読み取れる。全国の郵便局ネットワークを構成する1つ1つが上記に則って機能することが目指されたことにより、日本帝国の急速な成長（戦争と海外植民地化を伴う）を下支えしたものと言えよう。

3 郵便為替取扱役

(1) 郵便為替伝習

明治初期の郵便取扱所の主な業務は、①信書の受付・集配・通送、②郵便貯金、③郵便為替、④郵便切手・葉書の売り下げ—などであった。松阪郵便取扱所では①④を明治6年4月1日から、②を明治11年7月7日から、③を明治8年1月2日から行っている。本章では郵便為替について取り上げる。為替取扱所は明治7年の段階で全国に110カ所（全体の4%ほど）設置され、そのうち三重県には松阪郵便取扱所を含む6カ所に設置された。為替業務の手順を示す「郵便為替規則」全25カ条が明治7年に作成され、同8年作成とみられる「郵便為替取扱規則」全69カ条が為替取扱所へ配付され、次第に細則が整えられた⁽⁹⁾。

9 「郵便為替規則」「郵便為替取扱規則」共に水谷家文書に所収されるが、国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/pid/1869944/1/149>) の貯金局編『郵便為替制度沿革史料』第一輯（昭和4年発行）でも閲覧することができる。

後者の第1條には「為替ノ大意」について「専ラ人民ノ便宜ヲ謀リ至少ノ貨幣ヲ自由ニ往復セシメントナリ、故ニ其取扱人ハ此御主意ヲ奉體シ、實地取扱ノ際人民ヨリ為替ノ事件ヲ推問スルアルトキハ懇切ニ之ヲ告諭スルハ勿論聊モ張威粗忽ノ振舞コトアル間敷候事」と謳っている。「至少ノ貨幣」を自由に融通させようとする点に後の小口為替につながる萌芽が見えている。為替手形の詳細に関しては『郵政百年史』⁽¹⁰⁾に詳しいので、本稿では以下、現場での実態に焦点を絞りたい。

明治7年(1874)12月付で水谷久右衛門は駅通寮より為替役に任じられている。それに対して水谷久右衛門側から請書が駅通寮に提出された。

明治七年十二月、為替役被仰付候ニ付、御本寮江誓文之写并資金三百円ノ事件也(※この一文は朱書き)

一 私儀今度郵便為替資金御下渡ヲ不願、自金ヲ以テ三百圓迄ヲ其資金トシテ相備へ置、何時ニテモ為替金拂渡無差支様取扱方法御取開奉願候處、御聞届相成候ニ付而者御本寮御規則等屹度遵守懇篤取扱方可仕候、依之誓文差上候也

明治七年十二月 日

渡會縣管下

伊勢國松阪郵便役所詰

水谷久右衛門

駅通頭前嶋密殿⁽¹¹⁾

上記で注目されるのが為替準備金である。準備金の下げ渡しを願うことなく、久右衛門は自前の資金300円を用意してそれに充てている。前嶋密がイギリスの郵便為替制度に触発され、日本でも郵便為替制度を導入しようとしたことは周知の事実であるが、当初は為替準備金を支出することが政府には障壁となって一旦見送られた。政府が採用したのは郵便取扱役による私金準備制度であった。郵便為替を遂行するための前提となる為替資金は、①自前の資金、②為替掛屋(明治17年廃止)よりの融資、③国庫支出から構成された。水谷久右衛門による自前資金300円とは①に相当するものである。

明治7年12月4日、駅通寮は山田郵便役所詰の黒部仁平に対して、久右衛門が同郵便役所で為替伝習を受けるので懇切に伝習するように要請した。

十二ノ

第三拾壹号

勢州山田郡郵便役所江

其同管内松坂郵便役所詰水谷休之丞儀、先般當寮江出頭郵便為換方法傳習相濟、帰洛中ニ而病死致候ニ付、跡役之儀者同人父久右衛門江申付候、就而者其役所ニ出張為替方法傳習可致旨、相達候条右久右衛門出張候ハ、懇切ニ傳習可致、此段相達候也

七年十二月四日

前嶋駅通頭

郵便役所詰

黒部仁平殿

実際に郵便為替伝習は久右衛門が受けることはなく、書記に伝習を受けさせている。郵便為替業務を行うに当たり、松阪郵便取扱所では次の品を預かっている。

當郵便役所御預品請継御届

一 時計 壹箇

一 秤 壹基

10 郵政省編『郵政百年史』(岩崎美術社、1983年)136-154頁。

11 水谷家文書26Q-25「松阪郵便局事務書類 一」

- 一 郵便箱 壹箇
壹 (朱書)
 - 一 掛札 貳枚
 - 一 提灯
 - 一 日附印并消印及為換証印 三顆
 - 一 郵便御規則 貳冊
 - 一 同切手見本 四枚
 - 一 飛信御規則及御切手見本 五枚
貳 (※朱書)
 - 一 金子入書状取扱御鑑札 壹枚
 - 一 同書状差出証印紙 貳拾枚 壹冊
緘 合
 - 一 諸御達書類
 - 一 郵便出納罫表紙 拾六枚
 - 一 前金上納二付
御切手賣下高仕上表紙 八枚
 - 一 書留郵便継立証印紙 百枚
 - 一 郵便端書封皮種類見本 貳枚
- 右之通請継申候、依而此段御届申上候也

渡會縣管轄伊勢國飯高郡松坂
郵便取扱役
水谷久右衛門 (印)
同所平生町
右引請人 濱田傳右衛門 (印)

駅通頭前嶋密殿

以上の品は「郵便取扱役奉務要領」の条項にある「官金官物」に相当する。これらのものは「大切ニ保護」すべき対象とされた。末尾の引請人（保証人）である濱田傳右衛門（久右衛門の親族のようだが、具体的な繋がり不詳）は明治11年5月に水谷久右衛門の願いによって、同年11月28日付で郵便取扱役見習となり（それに伴い久右衛門は身元保証人の変更手続きをする）、一時期は後継と目されたようであるが、明治12年10月6日付で傳右衛門本人の願い（「身体虚弱ニシテ精勤覚束ナキ」を理由とする）により駅通寮から免職される。

(2) 抵当の屋敷

水谷家は、郵便為替業務を遂行するに当たり、駅通寮から3つのことを要求された。まず水谷家の財産状況を報告すること、2つ目は郵便取扱所の位置する水谷家の家屋敷を抵当とすること、3つ目は郵便為替伝習を受けることである。以下の史料は水谷家が2つ目の要求を履行し、家産を抵当としたことを示すものである。

- 一 私儀今度為替取扱役被仰付、御請申上候、就テハ御規則ハ勿論御本寮ヨリノ御指令等此度遵守可仕候、且保証トシテ私所有之地券證壹枚ヲ管廳エ差出置候間、若シ御規則ニ背キ辨償可致廉有之節ハ右保証物ハ勿論家産ヲ盡シ相償可申候、此段御請申上候也

三重縣下伊勢國松阪
郵便為替取扱役

明治九年五月廿五日

水谷久右衛門（印）

駅通頭前島密殿

前書之趣相違無之候、若シ本人辨償ノ廉有之、其家産ヲ盡シ候共不足有之候節ハ私引請辨償ノ責ニ相任可申候、依テ後証如斯候也

伊勢國松阪平生町

請人

濱田傳右衛門（印）

明治十年十一月二日消印

第十七号

別紙絵圖面之建家書入質相違無御座候

三重縣下第九區伊勢國飯高郡松阪本町

戸長

間宮彦助（印）

明治九年五月廿六日

駅通寮は、民間に郵便御用を請け負わせるに当たり、郵便為替のスムーズな遂行を要求した。水谷家では自前の資金で為替業務を実施し、もし業務にトラブルが生じた場合は家産を尽して弁償することとした。それでも家産による弁償でも金額に不足が生じた場合は「請人（保証人）」たる濱田傳右衛門が代わりに支払う旨を約速している。

抵当となる水谷家の家屋敷に関する記述は次の通りである。

第十七号

明治十年十一月二日消印

明治九年五月廿五日書入質

伊勢國飯高郡松阪本町附属

大手町第貳百八拾八番地建物

保証物証書

伊勢國飯高郡松阪大手町

式百八拾八番地

表口 四間貳尺七寸

裏巾 四間壹尺貳寸六分 此坪八拾九坪四合六勺

奥行 式十間三尺九寸六分

右地券状壹通

并

建家

別紙圖面之通

右ハ私今度郵便為替取扱役被仰付候ニ付、御規則ヲ遵守シ、保証物トシテ前書之所有物ヲ御廳江差出置候間、若御規則ニ背キ辨償可致廉有之候節ハ右保証物ハ勿論

家産ヲ尽シ相償可申候、依テ後証如斯候也

三重縣下伊勢國飯高郡松阪

郵便為替取扱役

明治九年五月廿五日 水谷久右衛門 印
三重縣令 岩村定高殿

前書之趣、相違無之候、若シ本人辨償之廉有之、其家産ヲ尽シ候共不足有之候節ハ私引
請辨償ノ責相任可申候也

いせ國松坂平生町
請人 濱田傳右衛門

駅逋寮は郵便取扱所が為替業務でトラブルが生じた場合、郵便取扱人の家屋敷を差し押さえ、それでも支払いに不足した場合に請人が代行するようにした。そのため水谷家から地券を提出させた。さらにはこの抵当である家屋敷が罹災した場合に抵当としての価値が減ずるため、家屋敷に加えて抵当たり得る資産の上申をした。駅逋寮は二重三重の予防線を張って郵便為替業務の維持・運営を図ったことがわかる。

手形を取り扱う為替業務は信書の受付・集配、貯金業務に劣らぬほど郵便制度の根幹を支える金融業務である。郵便為替は後に小口為替へと特化した。銀行為替が大口資金の振出に利用されたのに対し、小口資金の支払いに利用された。言い換えれば、郵便為替は一般生活者向けの庶民型、銀行為替は事業者型というように次第に棲み分けるようになった。明治期の資本主義経済に不可欠な送金システムの両輪として機能した。その根幹部分では郵便取扱役の家産・資産を抵当とする自己犠牲的な行為があったことは特筆される。

(3) 為替業務を巡る不祥事

明治12年3月3日付で駅逋局監査係による検査を受けており、その折の為替業務の現況は次の通りである。総計金240円46銭9厘の内訳として為替資金備金が金150円とされている。また過超金が41円70銭（3月1日から同2日までの分）、為替料が金23銭（3月1日から同2日までの分）、経費御渡高が金4円35銭3厘（明治11年12月残金）、経費御渡高が金4円18銭6厘（明治12年2月分残金）、経費御渡高が金40円（明治12年3月分残金）とある。以上は「正金」（現金）であるとしている。そのほか金41円70銭（為替金受高明治12年3月1日から同2日まで）、金10円（3月2日までに未払いの分）、口号用紙現在高「八四ヨリ二〇〇至」117枚と確認されている⁽¹²⁾

郵便為替業務は現金を扱うため、不正が起こる場合があった。ここでは明治10年に起きた為替業務に絡む不正事件を取り上げる。

明治8年（1875）7月、郵便為替業務を行うに際し、久右衛門は自身の二男の水谷亀三郎を郵便取扱役見習として採用した。久右衛門側から願ひ書きが提出され、駅逋寮が認めた形である。なお先述した濱田傳右衛門は、この亀三郎の後に一時的に後継候補とされた。

水谷亀三郎
七等郵便取扱役申付候事、右内務卿之命ヲ以相違候也
明治八年七月十九日
駅逋頭前島密 御印

すでに老いを感じていた久右衛門は二男を郵便取扱所に据えることでいずれは自身の後継者として育成しようという目算があったのであろう。同日付で亀三郎に1カ月1口米が支給されることになった。

ところが、久右衛門の目論見は早々に崩れ去ることになる。亀三郎が為替業務の中で不正を

12 水谷家文書26Q-25「松阪郵便局事務書類 一」

働いたからである。

第三百五拾一号（※朱書）

松阪郵便局詰

水谷久右衛門

其局見習役、水谷亀三郎、郵便為換取扱上不都合之義有之、為換取扱之義差止置候處、来ル十六日為替受払共従前之通、可為取扱旨、駅逋局長の申来候條、此旨可相心得、就而ハ払後ニ属スル書類及準備金拂後、残ハ同所濱田傳右衛門の来ル十五日ヲ限、請取振出ニ關スル書類ハ別紙目録之通、郵送候條領収之上ハ書類受取証並取扱方受書共一同可差出、此旨相達候事

明治十年八月十三日 三重縣令岩村定高（印）⁽¹³⁾

亀三郎が為替業務上で不都合を働いたため、駅逋寮は松阪郵便局に対して為替業務差し止めの処置を取った。二男の不正行為に気づかなかつた久右衛門であったが、恐らくは不明を恥じ、亀三郎を職場から外したものと思われる。その胸中は肉親の情として忍びないものもあつたろうが、郵便取扱役の業務を着実にこなしてきた水谷久右衛門の態度を考慮すると、久右衛門は郵便取扱所の存続を優先して厳正に対処したものと思われる。

御請

先般見習役水谷亀三郎、郵便為替取扱上不都合之義有之為換取扱之儀、御差止相成候處、来ル十六日ヨリ為換受拂共従前之通、可取扱旨、御達之趣、謹承仕候、依テ此段御請奉申上候也

松阪郵便局詰

明治十年八月十五日 水谷久右衛門

一旦は為替業務の差し止めという事態となつた松阪郵便局であったが、8月16日より為替業務が再開されたことがわかる。ところで亀三郎の不正内容とはどのようなものであつたろうか。

三重縣令岩村定高殿

調第二八九一號（※朱書）

伊勢國松阪

郵便取扱役

水谷久右衛門

其方儀次男水谷亀三郎郵便取扱役見習在務中、郵便為替証ヲ偽造し、其金額ヲ詐取スルヲ不存打過候段、不束ニ候得与も病臥中等之情ヲ量り譴責候事

駅逋局長

十年十一月十五日

前島内務少輔

郵便為替証を偽造し、金額を詐取するというものであつたことがわかる。駅逋寮側からの久右衛門に対する処分は病臥中などの事情を汲んで譴責にとどめた。

為替業務に関するトラブルは明治11年10月、同じ三重県内の津郵便局でも起きている。津郵便局では代理を立てて為替業務を継続したが、隣局の伊賀国上野郵便取扱役の貝増与四郎と伊勢国久居郵便取扱役の清水盛次郎からも「今般津郵便局取扱役田村四郎兵衛為替上不都合之儀不尠、不容易御迷惑奉掛、恐縮仕居候」⁽¹⁴⁾との「御願」が駅逋局長の前島密と三重縣令岩村定高宛てに提出されている。

13 注12と同じ。

14 水谷家文書26Q-27「松阪郵便局事務書類 三」

4 松阪郵便区の整備—函場と郵便切手売下所の設置—

(1) 函場の新設

函場とは現在の郵便ポストに当たるものである。明治11年（1878）4月28日付で水谷久右衛門は松阪町内の2カ所の函場を設置することを願い出た。

郵便函場設置御願

本月十日附ヲ以郵便函場之儀ニ付、相伺申上儀モ御座候処、土地人民便利之為メ今般當松阪市中へ函場設置相成度、則便利見込之ケ所左ニ

新町之内桜屋町を黒田町之間へ 壺ヶ所

湊町之内平生町へ 壺ヶ所

右式ヶ所御設置被成下候ハ、市内少之便利与奉存候、依テ此段奉願上候也

伊勢国松阪

十一年四月廿八日

郵便局詰

水谷久右衛門（印）

駅通局長

内務少輔 前島密殿

水谷久右衛門の出願に対して前島密からは次の文書が届いた。

規第千九百八十六号

書面其市内新町初式ヶ所へ郵便函場設置相成度出願之趣者其局配達之序ニ開函相計別段賃金を不要請儀ニ候ハ、設置之處分可及候得共、郵便函而已ニて切手賣下所無之時者充分便利難相成候ニ付、右近傍を賣下人撰等およひ其局を函場設置可致箇所へ之距離位置共相繪図ニ相認メ別紙雛形ニ倣ひ郵便函掛札製造積書相添、其管轄廳を経て可申立候事

駅通局長

十一年五月十五日

前島内務少輔

上記の史料に添えて函場の図が添えられた。「郵便掛箱雛形」とあり、前面に「郵便箱」と記される。全体の色は草色のペンキで塗布され、字面は白ペンキで塗装された。

函場は徐々に設置数が増加し、明治17年（1884）12月段階で松坂郵便局管轄の松阪と周辺の村々では合計38カ所が確認できる（表2参照）。函場設置の箇所は、郵便切手売下人の営業箇所と重なる。

(2) 郵便切手売下所

郵便切手売下所は、松阪町においては先述の濱田傳右衛門と織戸忠右衛門が受け負った。濱田傳右衛門は松阪湊町28番屋敷に在住、織戸忠右衛門は松阪新町の醤油商である。

御請書

一 此度郵便切手賣下方、願之通、御許可相成候義ニ付而者左之通御請書奉差上候事

一 松阪郵便局分支与相心得、郵便切手ハ同所ニ而請取賣下可申事

一 賣下手数料ハ賣下高百分之四以下候ニ付、買請人より更ニ手数料を請取候等之處業仕間敷候事

一 郵便切手ヲ雜賣下いたし候義ハ勿論定額之外、割増引ヲ以賣下候義ハ仕間敷候事

一 前金を以買下奉願候節ハ一割引を以御下渡相成候付、此分ニ限り當本局之添書を請、直ニ駅通局并二府五港重立郵便局へ御渡方奉願候事

一 賣下代金并勘定書、當本局を相達候日限までニハ無遅滞精細取調、同局上納可仕候事

数	設置場所	設置年月日	切手売下人住所番地	切手売下人族籍・職業	函場証印番号
1	松坂郵便局前				
2	松阪新町	明治12年11月	松阪新町26番地	平民・商業	1号
3	松阪湊町	明治13年6月	松阪湊町39番地	平民・商業	2号
4	舩江村	明治16年6月	舩江村86番地	平民・農業	3号
5	平尾村	明治15年6月	町平尾村17番地	平民・農業	3号
6	獵師村	明治15年6月	獵師村21(力)番地	平民・農業	4号
7	大平尾村	明治15年6月	大平尾村27番地	平民・農業	31号
8	新松ヶ嶋村	明治15年6月	新松ヶ嶋村11番地	平民・農業	5号
9	大塚村	明治15年6月	大塚村5番地	平民・農業	7号
10	久保田村	明治15年6月	久保田村1番地	平民・農業	6号
11	井村	明治15年6月	井村4番地	平民・農業	33号
12	深長村	明治15年6月	深長村66番地	平民・農業	11号
13	大黒田村	明治17年10月	大黒田村113番地	平民・農業	29号
14	内五曲り村	明治15年6月	内五曲り村3番地	平民・農業	34号
15	阿形村	明治15年6月	阿形村4番地	平民・農業	32号
16	大津村	明治15年6月	大津村20番地	平民・農業	23号
17	久保村	明治15年6月	久保村61番地	平民・農業	24号
18	上川村	明治15年6月	上川村58番地	平民・農業	20号
19	塚本村	明治15年12月	塚本村55番地	平民・農業	8号
20	藤ノ木村	明治15年6月	藤ノ木村24(力)番地	平民・農業	16号
21	曲り村	明治15年6月	曲り村34番地	平民・農業	9号
22	丹生寺村	明治15年6月	丹生寺村■四番地	平民・農業	14号
23	山室村	明治15年6月	山室村91番地	平民・農業	26号
24	田村	明治15年6月	田村14番地	平民・農業	28号
25	立野村	明治15年6月	立野村1■番地	平民・農業	27号
26	驛部田村	明治15年6月	驛部田村40番地	平民・農業	25号
27	垣鼻村	明治15年6月	垣鼻村41番地	平民・農業	22号
28	東岸江村	明治15年6月	東岸江村52番地	平民・農業	18号
29	曲り村	明治15年6月	曲り村75番地	平民・農業	30号
30	八重田村	明治15年6月	八重田村88番地	平民・農業	12号
31	伊勢寺村	明治15年6月	伊勢寺村59番地	平民・農業	13号
32	岡本村	明治15年6月	岡本村12番地	平民・農業	15号
33	田牧村	明治15年6月	田牧村3番地	平民・農業	10号
34	矢川村	明治15年6月	矢川村49番地	平民・農業	17号
35	下村	明治15年6月	下村76番地	平民・農業	21号
36	大口村	明治15年6月	大口村18番地	平民・農業	2号
37	西黒部村	明治15年3月	西黒部村177番地	平民・農業	1号
38	大宮田村	明治15年6月	大宮田村9番地	平民・農業	19号

表2 明治17年12月5日段階の松阪郵便区の函場設置状況

*水谷家文書26Q-30「松坂郵便局事務書類 六」(国文学研究資料館蔵)。■は虫食い。地名表記は史料のまま。

一 郵便切手并ニ賣下代金トモ臨時上納本局へ御申付相成候時ハ私於テモ何時たりとも同局へ上納可仕候事

一 非常之節ハ御預之金子、郵便切手并免許印鑑、懸札類ニ至ル迄早速持退可申者勿論平日ト雖モ紛失等ノ憂ヒ無之様注意可仕候、萬一心付方等閑より紛失焼失等ニ及ヒ候ハ、必辨償可仕候事

但シ保護可致場合モ無之、又術モ無之程之変事ニ就而紛失焼失等相成候節ハ次第柄御検査之上辨償御差免シ相成候義モ可有之旨、是亦承知仕候事

一 轉住改名改印等都而相変り候義有之候ハ、早速御届可仕候事

但、本人死去いたし候歟、其他無止事故有之、自身御届難相成節ハ証人より御届可仕候事

右之件屹度履行可仕候也

伊勢國飯高郡第十三聯区第九区松阪湊町

式拾八番屋敷

明治十一年七月廿七日

濱田傳右衛門 (印)

郵便局長

内務少輔 前島密殿

前書、濱田傳右衛門より御請書奉差上候通、相違無御座候、萬一本人賣下代金上納之義聊遅滞仕候節ハ私より辨納可仕、且本人不都合之處為御座候節ハ私御引請可仕候、依而證印仕候也

伊勢國飯高郡第十三聯区第九区

松阪湊町三十壺番屋敷

明治十一年七月廿七日

証人 濱田龜藏 (印)

上記は郵便切手売下所が恣意的に切手を売り捌かないようにするための規制である。文面からは「郵便取扱役奉務要領」と同様の厳格さが求められたことが窺える。

この郵便切手売下所の場所に先に触れた函場が設置されたものと思われる。利用者にとって郵便切手を貼付して函場に投函できる形が最も便宜がいいからであろう。

郵便切手売下所に必要な書類は次の通りである。

記

- 一 郵便切手賣下所御免許鑑札 壺葉
- 一 郵便規則 壺冊
- 一 御達書 式部
- 一 郵便規則抄録 式葉
- 一 郵便税之心得書 式葉
- 一 郵便切手賣下所掛札 壺枚
- 一 郵便書状函 壺個

右之通、御下渡相成、正ニ請取申候也

明治十一年七月

濱田傳右衛門 (印)

松阪郵便局

御中

郵便切手請取証

一 式錢切手小切

三百式拾枚

一 壹銭切手小切 百六拾枚
一 端書 貳百枚
右之通、正ニ請取申候、賣下濟之上ハ金員
無相違相納可申候也

濱田傳右衛門（印）

明治十一年七月廿七日

松阪郵便局詰

水谷久右衛門殿

松阪郵便局の管轄下に函場と郵便切手売下所が新設されたことにより、郵便利用者には便宜を供したことになる。地域のどこに函場と郵便切手売下所があれば、地域住民にとって、より便利であるかを熟知する地域の郵便取扱役の手腕が最も発揮される場面と言ってよい。明治期の郵便物取り扱い件数が統計的に右肩上がりであることはすでに明らかにされているが、こうした地域の動きが前提にあったからこそその成果であると言えよう。

5 松阪郵便局ネットワークの形成—集配と逋送—

逋送と集配に関しては藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史』に詳しい。本章では松阪郵便局の郵便区における逋送と集配業務の実態に絞って取り上げる。

(1) 集配

集配とは、郵便物を集め、また配達する作業のことである。前章では松阪の函場2カ所の設置について触れた。集配現場では郵便脚夫が郵便切手取小人信書の配達を行いながら、函場から信書を回収した。図1～3を参照して頂きたい。松阪郵便区の集配順路は松阪郵便局を中心に北から南にかけて順に「第一区」「第二区」「第三区」に大きく分かれた。第一区と第二区は松阪郵便局を起点に周辺の農村をカバーし、第三区は第二区との重複点である橿田村豊原を発着点とした。○は村役場、■は函場を示している。函場は第一区に9カ所、第二区に8カ所、第三区に3カ所、それに松阪局を合わせると合計21カ所が確認できる。表2の38カ所（明治17年段階）と比べると17カ所も少ない。即ち、この明細図が明治17年以前のものであることを示している。

この集配巡路がいつのものなのかは不明である。この巡路図のほかにも類似史料が残されるが、そちらは第一区と第二区しか記されていないことから、恐らく集配巡路が整ってきた明治15年前後のものと推察される。つまり初期の松阪郵便区の集配巡路は第一区と第二区から成り、郵便物が増加したことを背景に集配地域の拡大と共に第三区が新たに形成されたものと考えるのが妥当であろう。

注目されるのは「編入線」と「廃集配線」の記述である。第一区の松尾村大字丹生寺一同村大字西野一伊勢寺村大字伊勢寺に「編入線」が記されている。これは恐らく別局の集配巡路を編入したものと推察される。第二区には神山村大字山下一神山村安楽一神山村大字山添が相可局に転入されている。これは集配の合理性・効率性が考慮されて、集配巡路の改編がなされたものと思われる。過渡期ならではの動きと言えよう。

集配を担った者は「集配人ハ能ク平常ノ行状篤實ナル者ヲ使用シ」とあるように真面目な気性の者を条件とした。また「其集配方ニ於テ成ルヘク丈ケ速カナラシムヘシ」とあるように時間の定義こそないが、可能な限りの速さが要求された。

前章で触れたように函場は徐々に設置数が増加した。この函場を適切に配置するベースとなった史料が明治16年（1883）に松阪郵便局で作成した松阪内外の配達部内の戸数と人口の一覧表と思われる（表3参照）。こうした基礎データに基づき、函場設置の効率化が進められ、延いては集配と函場がうまく連動したものと思われる。

(2) 逋送

逋送とは各地の郵便局間同士を郵便脚夫が郵便物を運んでリレー輸送することをいう。人数は基本1人だが、荷物が重すぎる場合と夜間は2人で逋送した。松阪郵便局の郵便脚夫は里程に応じて一等速度から三等速度で移動した（表4参照）。この逋送の交通手段として郵便馬車の一部採用されたが、松坂郵便局では専ら走る郵便脚夫が利用された。郵便馬車はあくまでも

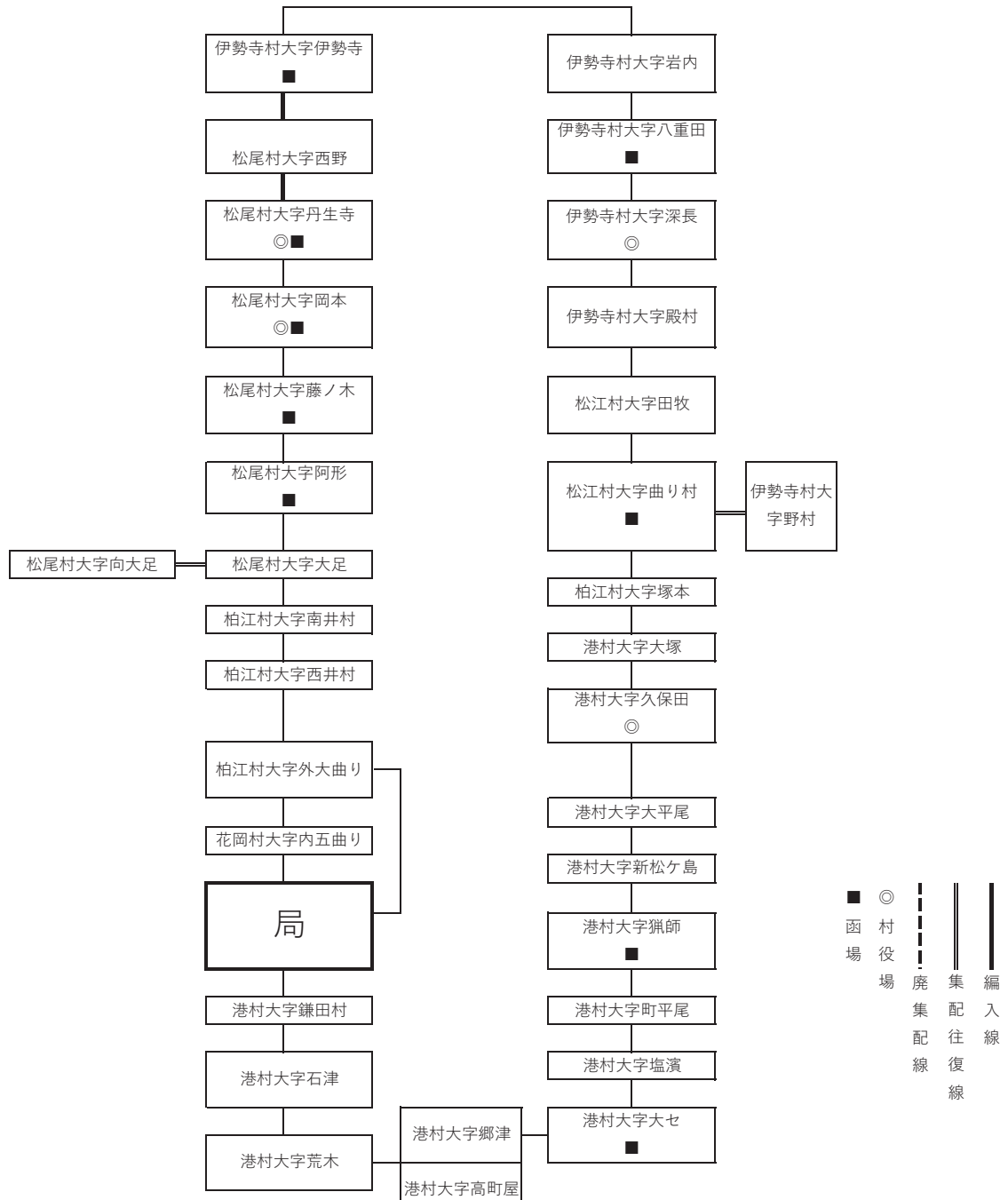


図1 松阪郵便区市外集配巡路明細図「第一区」

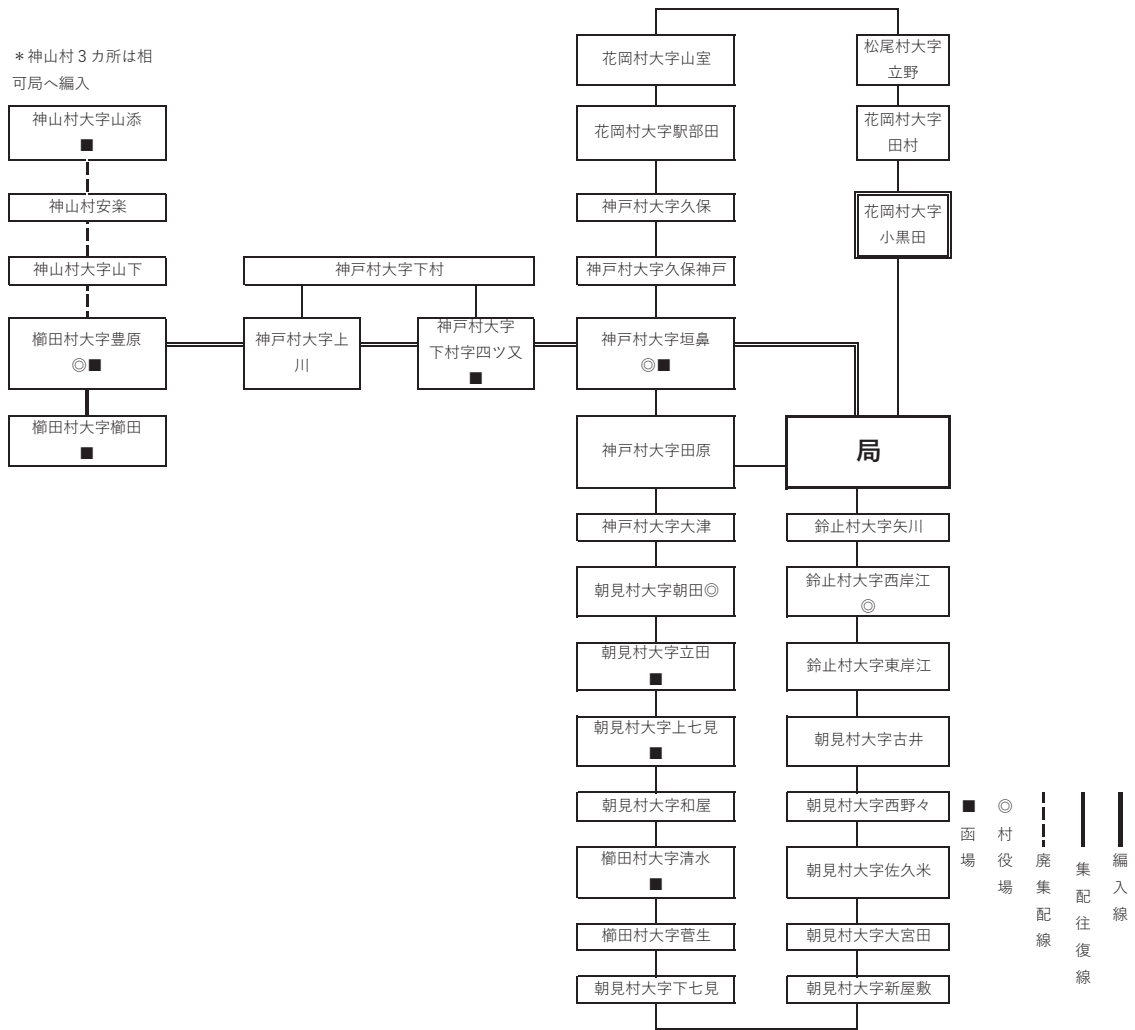


図2 松阪郵便区市外集配巡路明細図「第二区」

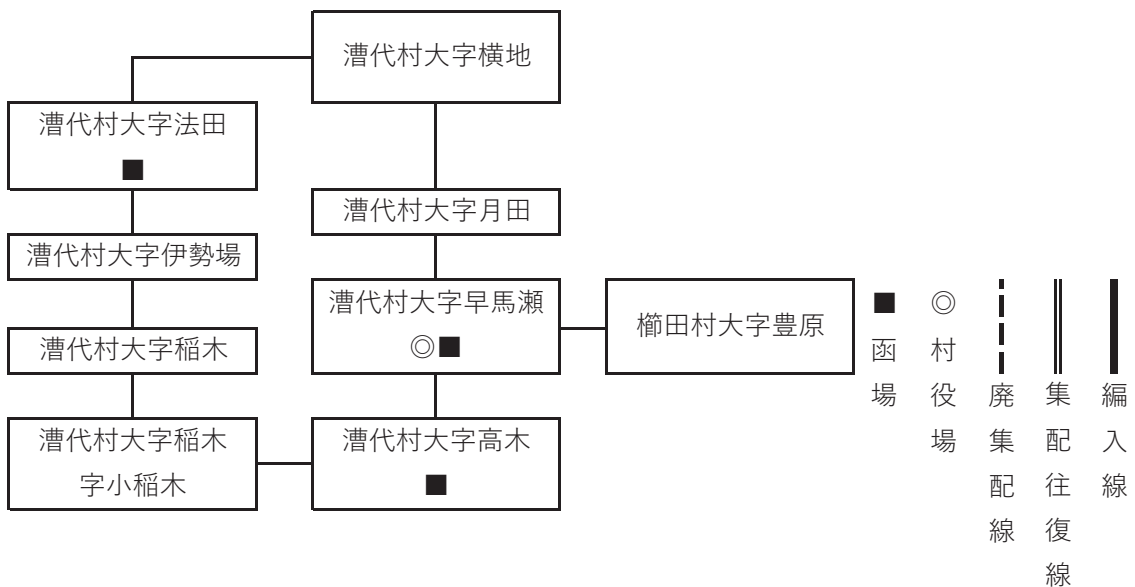


図3 松阪郵便区市外集配巡路明細図「第三区」

「郵便脚夫ノ代用ニ荷車馬ヲ以テシ、又通送中甲乙ノ脚夫私ニ郵便物ヲ交換シ、或ハ謂レナク他ニ通送ヲ依託等ノ所為無之様可致事」とあるように郵便脚夫の代用であることがわかる。

通送順路の詳細が史料からわかるものは表5と表6の2種類であるが、このほかにも表4

村数	郡名	村名	戸数	人口	村数	郡名	村名	戸数	人口	
1	飯高郡	鎌田村	32	222	26	飯高郡	大口村	106	638	
2		曲り村	123	631	27		郷津村	16	87	
3		野村	31	166	28		高町屋村	44	235	
4		外五曲村	20	87	29		石津村	12	91	
5		獵師村	140	839	30		小黒田村	31	179	
6		伊勢寺村	240	1,257	31		下村	86	411	
7		殿村	26	145	32		上川村	147	745	
8		深長村	60	343	33		東岸江村	216	1,053	
9		岩内村	54	286	34		驛部田村	159	687	
10		八重田村	76	435	35		山室村	104	594	
11		井村	61	289	36		立野村	59	377	
12		塚本村	79	309	37		田村	70	364	
13		丹生寺村	89	451	38		垣鼻村	150	643	
14		町平尾村	39	204	39		田原村	13	66	
15		久保田村	26	131	40		久保村	80	560	
16		岡本村	30	160	41		矢川村	177	833	
17		西ノ庄村	47	203	42		西岸江村	62	331	
18		内五曲村	15	88	43		大津村	61	389	
19		新松ヶ嶋村	37	213	44		飯野郡	西野々村	51	349
20		大平尾村	30	184	45			佐久米村	30	169
21		大塚村	28	148	46			古井村	28	178
22		藤ノ木村	58	317	47			大宮田村	25	134
23		大足村	52	305	48			西黒部村	339	1,582
24		阿形村	36	204	49			朝田村	50	249
25		荒木村	7	40	合計			3,552	18,501	

*水谷家文書26Q-28「松阪郵便局事務書類 四」(国文学研究資料館蔵)より巻島作成。
*地名表記の文字は史料のまま記載した。

表3 明治16年(1883)12月30日現在の松阪内外配達部内戸数及び人口

差立局	到着局	里程	速度	1回賃金	1カ月受負額
松阪	山田	5里10丁	一等	23銭9厘	17円10銭
	津	4里13丁	一等	19銭7厘	13円80銭
	大石	4里23丁	三等	18銭7厘	5円60銭
	相可	2里24丁	二等	12銭	5円
合計					41円50銭

表4 明治20年4月1日~同21年3月31日、郵便物通送賃受負仮請書

によって松阪—山田、松坂—津の通送ルートがあったことがわかる。1つが三重県松阪—和歌山県新宮間、2つが三重県四日市—三重県鳥羽である。2つの表によると、局間の通送時間は里程で決められ、もしもの場合に備えて猶予時間が見込まれた。局では局周辺の郵便荷を下ろし、仕訳済みの荷物を受け取って、次の局を目指した。

通送時間に関しては厳守が求められた。そのため郵便脚夫は「郵便通送用時計」を携帯した。そのことを示す史料を次に掲げる。

数	国名	局名	里程	通送時間	猶予時間	到着時刻	取扱時間	差立時刻
1	伊勢	松阪	2里24丁	1時間20分				
2		相可	3里30丁	1時間55分		午前3時46分	10分	午前2時26分
3		栗生	2里17丁58間2尺	1時間15分		午前5時51分	5分	午前3時56分
4		野後	3里33丁16間5尺	1時間58分	39分	午前7時11分	10分	午前5時56分
5		間弓	3里8丁18間	1時間37分	32分	午前9時58分	5分	午前7時21分
6	紀伊	長島	5里15丁16間4尺	2時間43分	1時間15分	午後0時12分	10分	午前10時3分
7		引本	2里11丁45間	1時間10分		午後4時20分	5分	午後0時22分
8		尾鷲	4里24丁53間	2時間21分	47分	午後5時35分	10分	午後4時25分
9		賀田	2里	1時間	40分	午後8時53分	10分	午後5時45分
10		新鹿	2里	1時間		午後10時43分	5分	午後9時3分
11		木ノ本	3里5丁42間3尺	1時間35分	20分	午後11時48分	2分	午前0時8分
12		阿田和	2里19丁53間5尺	1時間17分		午前2時3分	5分	午後2時8分
13		新宮						

表5 伊勢松阪—紀伊新宮間中線路郵便通送時間表（人夫送り2等速度）

*水谷家文書26Q-31-6「伊勢國松阪紀伊國新宮間中線路郵便通送時間表」より巻島作成

数	国名	局名	里程	通送時間	猶予時間	到着時刻	取扱時間	第1号・第2号差立時刻
1	伊勢	四日市	1里9丁7間1尺	30分	記載なし			午前9時 午後8時
2		追分	1里20丁16間3尺	38分	記載なし	午前9時30分 午後8時30分	5分	午前9時35分 午後8時35分
3		神戸	1里22丁44間5尺	39分	記載なし	午前10時13分 午後9時13分	5分	午前10時18分 午後9時18分
4		白子	1里31丁9間3尺	45分	記載なし	午前10時57分 午後9時57分	5分	午前11時2分 午後10時2分
5		上野	2里16丁43間3尺	59分	記載なし	午前11時47分 午後10時47分	5分	午前11時52分 午後10時52分
6		津	2里5丁56間1尺	52分	記載なし	午後0時51分 午後11時51分	20分	午後1時11分 午前0時11分
7		小野江	1里7丁32間3尺	29分	記載なし	午後2時3分 午前1時3分	5分	午後2時8分 午前1時8分
8		三渡	1里3間5尺	24分	記載なし	午後2時37分 午前1時37分	5分	午後2時42分 午前1時42分
9		松阪	2里19丁41間5尺	1時間1分	記載なし	午後3時6分 午前2時6分	20分	午後3時26分 午前2時26分
10		齊宮	2里27丁12間4尺	1時間6分	記載なし	午後4時27分 午前3時27分	5分	午後4時32分 午前3時32分
11		山田	3里31丁41間	1時間33分	記載なし	午後5時38分 午前4時38分	20分	午後5時58分 午前4時58分
12	志摩	鳥羽						午後7時51分 午前6時51分

表6 伊勢四日市—志摩鳥羽間中線路郵便通送時間表（人夫送り2等速度）

*水谷家文書26Q-31-7「伊勢國四日市志摩國鳥羽間中線路郵便通送時間表」より巻島作成

郵便通送用時計保管證書⁽¹⁵⁾

郵便物通送ノ節、脚夫へ御渡相成候時計ハ御規則ノ趣、確り相守り、大切ニ取扱為致可申候、萬一疎虞懈怠ニ因リ之レヲ失フ歟又ハ毀損シタルトキハ私ニ於テ其原價又ハ修繕費ヲ辨償可仕候、依テ保管證書如此御座候也

四日市区

伊勢國飯高郡松阪郵便局通送受負人

明治十九年三月二日

水谷久右衛門

伊勢國飯高郡松阪本町百拾八番地平民

保証人 井村亀治郎

駅通局

御中

では具体的に「脚夫」にはいかなる条件の者がなり得たのであろうか。これは既出の「郵便取扱役奉務」に「郵便通送ハ通送受負約定者ヲシテ極テ強壯ノ人馬ヲ使用シ」とあり、頑健な体を持つ脚夫と馬が求められたことがわかる。明治15年4月15日付で水谷久右衛門が駅通総官野村靖宛てに提出した通送関係史料には「郵便脚夫ハ實直ニシテ強壯ノモノヲ撰ミ、一定ノ速度ヲ履行セシムヘシ、私ニ通送ヲ怠リ、又ハ通送中事故ナクシテ渋滞スヘカラサルハ勿論、且老幼婦女子等ヲ使用セサル様致スヘキ事」⁽¹⁶⁾ともう少し詳細且つ明確に規定している。郵便脚夫に「実直」を求めていること、また老齡、少年、女子に郵便脚夫をさせないことを誓約している。史料が示す通送脚夫は上記までであり、具体的にどういった人物が脚夫になり、またどのような業者が脚夫を派遣したのかに関しては一切不明である。恐らく個人契約もしくは江戸期に存在した人足派遣業のような業者の存在が想定し得るが、現在のところ実態を示す史料がないため推測の域を出ない。

もし通送途中でトラブルが発生した場合、どのように対処したのであろうか。先の史料の続きに「郵便通送中、脚夫發病或ハ負傷等之レアリ通送シ難キトキハ其最寄郵便局又ハ戸長或ハ榎ナルモノヘ依託シ、代夫ヲ雇入レ成ヘク丈ケ時間ヲ移サ、ル様致スヘキ事」とある。病気や怪我に見舞われて通送が不可能な場合は、最寄の郵便局か戸長、また身元確かな者に委託して、代替りの脚夫を立て時間のロスを出さないようにすると誓っている。

(3) 通送の速度

その上で「必ス一定ノ速度ヲ履行シ、一定ノ時間ニ送達セシムヘシ」と一定の速度と一定の時間の送達が定められたのである。さらに「謂レナク澁滞アルトキハ脚夫或ハ其使用者ヲ督責シ、其次第二依リ本局江具申スヘシ」とあり、理由のない遅れのある場合は脚夫、また脚夫の「使用者」(雇用者か)を督促し、状況によって本局への報告が義務づけられた。

先述の通送の郵便脚夫が要求された「一定ノ速度」であるが、どのくらいの速度であったであろうか。水谷家文書には「二等速度」と「三等速度」の定義を示す史料が残されており、松阪一新宮、松坂一鳥羽の場合は「二等速度」が要求された。二等速度の定義は次の通りである。

郵便通送御受負⁽¹⁷⁾

二等速度

15 水谷家文書26Q-29「松阪郵便局事務書類 五」

16 水谷家文書26Q-28「松阪郵便局事務書類 四」

17 水谷家文書26Q-28「松阪郵便局事務書類 四」

一 當松阪ヨリ山田江 里程五里十丁五十四間 實際、通送時間二時間四十分、外二三十分、途中三局江

但、定則ノ速度二時間四十分ノ処、外二三十分ハ櫛田及齊宮ヲ經テ小俣ニ至ルノ三局受渡ノ時間ニ御座候、雨天ノ節ハ夜行ノ速度ニ少々ノ延着、御猶豫相願候

取賃廿五錢三ノ、一里ニ付四錢八厘

夜中通送本賃額ヘ三割増

外金八ノ三川橋錢

松阪一山田の距離は5里10丁54間と設定されている。これはキロメートルに換算すると21キロ（小数点以下略）と出る。大まかな計算ではあるが、21キロを2時間40分で割ると、およそ時速7・8キロと算出される。時速7・8キロはマラソンランナーの速度20キロ（箱根駅伝区間ランナー）と比べると、遅めである。しかし、これは郵便荷物を運ぶ負荷がかかっていることを考慮しなければならない。「郵便行李一荷一人持ノ重量ハ御定則ニ従ヒ、負擔スヘキ、若シ行李ノ御都合ニ依リニ肩ニ分チ難キトキハ必ス式人掛リニテ通送致スヘキ事」とあり、重すぎる場合は日中でも2人で運ぶことがあった。

次に三等速度を取り上げる。

三等速度

一 當松阪ヨリ津駅江 里程四里十三丁三十二間二尺 實際、通送時間二時間四十三分、外二十分、途中二局へ

但、定則ノ速度二時間四十三分ノ処、外二十分ハ三渡局及小野江ノ二局受渡ノ時間ニ御座候、雨天ノ節ハ夜行ノ速度ニ少々ノ延着、御猶豫相願候

これも同様に計算してみる。まず4里13丁32間2尺を換算すると距離約18キロとなる。これを2時間43分で割ると、時速6・6キロとなる。

二等速度=時速7・8キロ

三等速度=時速6・6キロ

無論、携帯の時速計などというものがあつたわけではないから、携帯の通送時計を見ながら、経験則によって速度調整をしたものと思われる。

筆者は過去に定飛脚問屋の発した飛脚の速度を計算したことがある。飛脚と郵便脚夫に共通して言えることは、まず無事故であること、一定の速度を維持して必ず次の中継先にたどり着くことである。より速さを追求するタイムレースのランナーと、定められた時間内で必ず届ける郵便脚夫とは前提条件が全く異なり、おのずと求められるものが違う。

通送賃であるが、上記史料に1里（4キロ）につき4錢8厘と定められている。これに夜間通送という困難な条件が加わると、3割増しの1錢4厘1分を足すと、即ち6錢2厘1分となる。そのほか8厘が3河川の橋錢としてかかる。恐らく郵便通送の初期の頃と思われるが、この橋錢に関しては橋錢を管理する側と郵便脚夫との間で問題が起きている。

本月十日、山田發ヲ以テ津驛へ通傳スル處ノ郵便物擔持ノ脚夫、其途中雲津川橋梁渡錢受取場ニ於テ渡橋錢ノ儀ニ付、該川掛リ之者、右脚夫を戻呼シ、橋錢ヲ拂取センヲ促ス、然レトモ此橋錢タルヤ郵便ハ遅速最モ争ヒ瞬時モ措クベカラザルニ付、嘗テ當局ヨリ該川場掛リノ者へ約定ヲ遂ケ、其郵便物擔持スルノ時ニ限り該橋錢ハ拂ハザル事ニ取極メ一ヶ月纏メヲ以テ可相拂ノ規約ニ致シ、則其月々通運便ヲ以テ拂渡シ有之候處、何ノ謂レアリテ歟右脚夫ヲ呼ヒ戻シ云云以テ若干ノ時間ヲ費耗シ、是ガ為メ至ニ定規時間ヲ蹉過シ不都合之懸リト脚夫より申出候儀ニ御座候、然し今般之義ハ敢テ既往ヲ相責ムル譯ニハ無之候へ共、向後右様之義有之ニテハ実ニ郵便速達之御趣意にも相抵触致し候儀に付、宜しく該

川掛リノ者へ御諭示之程偏ニ奉願上候也

上記の概略は郵便脚夫が松阪一津の間で逋送を行う途中で雲津川の橋に差し掛かった折、橋銭を徴収する者が郵便脚夫を呼び戻し、橋銭の支払いを求めたというものである。分単位のロスを惜しいと考える郵便脚夫との間で押し問答があったのであろう。結局、定規時間に遅れたため改善を求める申し出があったものと推察される。

上記は年不明であるが、恐らく郵便脚夫による逋送が開始されてまもない頃のものと思われる。松阪郵便局側と橋銭管理者側との間で橋銭を1カ月分まとめて支払う約定を交わしたのだが、その約定内容が現場の責任者に周知不徹底だったため上記のようなことが起きたものと考えられる。こうした様々な課題をクリアしていく形で効率化が図られ、郵便ネットワークが徐々に構築されていったものと言えよう。

6 松阪郵便局の書記

明治前半の松阪郵便取扱所及び松阪郵便局の郵便業務を支えたのは、郵便取扱役の水谷久右衛門のほか、書記役、雇人、集配人、逋送の脚夫たちである。このうち郵便局トップの郵便取扱役を支える書記役の存在に焦点を当てて本章を構成したい。

(1) 書記役

書記役は「書記役は副局長のような立場」（郵政歴史文化研究会第一分科会の藤本栄助氏）であり、局長を補佐して現場の任に当たった。

次に掲げる松阪郵便局書記一覧表は史料を基に作成したものである（表7参照）。

特徴を挙げると、まず書記は男性しかおらず、女性が1人も見当たらない。明治期に女性書記が存在したのか不明であるが、少なくとも明治前半期の松阪郵便局は江戸期の飛脚問屋と同じように全く男性だけの職場であったことがわかる。出生時期は江戸時代後期から幕末期生まれの者がほとんどである。松阪郵便局に奉職した年齢は40歳前後が目立つ。明治16年に奉職した山路塩之助が24歳と一番若く、玉川久兵衛が61歳と当時としては高齢である。

住まいは松坂居住者で占められる。上野朝五郎の「履歴書」が役儀拜命記録に綴じられている。朝五郎は安政3年（1856）3月4日、三重県一志郡久居町大字旅籠町53番屋敷に居住する太四郎の四男として生まれた。明治13年11月まで実家で「商業ス」という。この商業の内容は不明である。明治13年11月25日、東京日本橋区新右衛門町の集成社に就職するが、明治16（1883）年5月に辞職して帰郷した。同年8月1日付で松阪郵便局書記となった。月給金は6円50銭であった。勤務振りはまじめであったようであり、明治20年3月30日付で「事務勉勵超衆ニ付、

名前	生年月日	任命時 年齢	任免	身分	住所
藤田範七	天保5年3月18日	40	明治6年4月2日～明治16年5月3日	平民	松坂本町104番屋敷
玉川久兵衛	文化10年9月12日	61	明治6年4月3日～明治12年1月15日	平民	松坂本町125番屋敷
藤田庄兵衛	天保10年9月18日	41	明治12年1月16日～明治16年5月28日	平民	松坂46番屋敷
辻橋正山	天保15年2月21日	40	明治16年5月30日～明治16年8月1日	平民	松坂湊町237番屋敷
山路塩之助	万延元年11月27日	24	明治16年7月20日～	平民	松坂日野町193番屋敷
上野朝五郎	安政3年3月4日	30	明治16年8月1日～	平民	松坂新町195番屋敷

*水谷家文書26Q-26「松阪郵便局事務書類 二」（国文学研究資料館蔵）より巻島作成

表7 明治6～16年、松坂郵便局書記一覧表

為慰勞別紙目録之通給與ス」と褒賞され、通信省より金1円50銭を下賜されている。翌21年3月1日付で名古屋通信管理局より慰勞手当金1円50銭、さらに同年12月28日付で金1円50銭を給与されている。

当初の勤務態度は恐らく真面目であったと思われるが、奉職から4年半が経過して次第に弛緩したようである。上野の詫び状（11月22日付）と引受人上野太七名義の添え書きと親類名義の計3通を提出した。さらに2日後の11月24日付には上野本人は保証人（上野太七）の奥書を付けて「改心御受書」を水谷久右衛門宛てに改めて提出して勤務態度を改める旨を誓っている。

改心御受書

一 私儀此頃中身持放蕩ニシテ夫カ為メ欠勤屢々相成、公務ヲ欠キ候段種々奉恐入、既ニ進退上ニモ係ル義ニ御座候處、御寛大ノ御沙汰ヲ蒙懇々御説諭ニ相成、難有奉■■■（虫食い）候、依テ已来ハ更ニ改心仕、決テ右不埒等仕不申ハ勿論公務上一層ニ勉強仕候、若萬々一前書ヲ背キ若シ欠勤致候様ノ義有之候得ハ御下付ノ月給日割ヲ以テ御引去被成下度候、抑御約定申上候尚又右様ノ時ハ私進退上何等御厳責有之候トモ決而違背申上間敷、依而保証人相添、此段御請申上候也

明治廿一年一月廿四日

上野朝五郎（印）

本文之通、御受書差上候ニ付テハ私ニ於テも本人身上一切引受、御不都合無之様厚ク取締可申、以来何等ノ有之候トモ決而御差支等致申間敷候、依て此段保証仕候也

保証人

明治廿一年一月廿四日

上野太七（印）

水谷久右衛門殿⁽¹⁸⁾

「身持放蕩」の詳しい内容が残念ながら不明であるが、この時の上野は34歳であり、欠勤を重ねるほどであったところを見ると、差し詰め遊郭通いといったところであろうか。水谷久右衛門も上野を解雇していないところを見ると、その辺が妥当のように思われるが、推測の域を出ない。

ところが、明治22年8月7日付で依願退職した。

辞職願

松坂郵便局備

上野朝五郎

一 私儀従来御局ニ奉務罷在候處、今般都合ニヨリ辞職仕度候間、御聞届ノ上ハ御辞令書御下付相成度、此段奉願候也

明治二十二年八月七日

上野朝五郎（印）

松阪郵便局長水谷久右衛門殿

その年の12月15日付で再び「傭ヲ命ス」と再雇用され、「月給金七円給與ス」と月給7円の契約で奉職した。しかし、次章で触れるように翌明治23年5月15日付で松阪郵便局は電信局と統合し、松阪郵便電信局となる。

7 松阪郵便電信局成立と久右衛門の辞職

(1) 昇級と褒賞

役儀拜命記録に水谷久右衛門の明治23年（1890）2月26日付の「履歴書」が収められている。

18 水谷家文書26Q30「松阪郵便局事務書類 六」

それに基づいて、松阪郵便局の沿革を追ってみる。

松阪郵便取扱所は、松阪町大字本町45番屋敷に設置された。水谷久右衛門は明治7年(1874)12月、五等郵便取扱役となり、同年12月には三等郵便役所詰を命ぜられた。役所ができるまでは自宅を「仮役所」とした。

その後の歩みは明治8年2月5日付で四等郵便取扱役、明治13年6月28日付で三等郵便取扱役、同14年4月21日付に駅通総官従四位前島密名義で二等郵便取扱役に命ぜられている。同18年6月25日付で満10ヶ年以上「奉職勲励候」であったとして慰労手当金2円が下賜されている。

明治19年3月24日付で駅通局から貯金事務取扱方の慰労金50銭が給与された。同年5月25日付で通信省より判任官九等に叙せられ、「上級手当」を給付された。明治19年5月25日付で通信省より三等郵便局長に任ぜられた。

明治21年12月26日付で慰労金として金2円、明治22年12月13日付で通信省より判任官八等に叙せられ、下級手当を給与されている。同年12月27日付で慰労金2円が下賜された。

如上の郵便取扱人の昇級と褒賞をみると、水谷久右衛門という人物がいかに郵便御用業務に心を砕いたことがわかる。郵便取扱役は薄給とされるが、慎重に地道に日々の業務を遂行したことが窺える。水谷久右衛門のような存在が日本各地におり、郵便局ネットワークを形成することで郵便制度の根幹を支え得たものと言えよう。

(2) 郵便取扱役の辞職

松阪郵便局長の水谷久衛門は明治23年(1890)5月13日付で通信大臣後藤象二郎宛てに郵便取扱役の辞職を提出した。

辞表

小官義

従来奉務罷在候得共、最早老体ニ及職務ニ堪兼候ニ付、辞職仕度候間、御聞届相成度、此段奉願候也

伊勢国松阪郵便局長

明治二十三年五月十三日

水谷久右衛門〇

通信大臣伯爵後藤象二郎殿

この時、久右衛門は数え年75歳である。辞表の文面にあるように「老体に及び職務に堪え兼ね」という状況は事実であったものと察せられる。しかし、この辞表は久右衛門側から自発的に提出されたものではなく、政府側の意向を汲んでの提出でもあったものと思われる。同年5月16日の松阪郵便局と電信局の統合を控えていたからである。

松親第九二号

本月十六日ヨリ當地郵便局ト電信局ト合併相成候ニ付テハ本月十二日親第八四號ヲ以テ小官義辞表可差出之旨御内命ヲ蒙リ、右御内命ニ基キ本日辞表差出候ニ付テハ御聞濟ノ上ハ豫テ貴官ノ御指命ヲ以テ備入候特置備員ノ義ハ此際他備員ト一般小官限解備致可然哉及御聞合之条何分ノ御沙汰相成度候也

松坂郵便局長

明治廿三年五月十三日

水谷久右衛門

津郵便電信局長 本多静直殿

「親第八四号」とは次の史料である。

親第八四号

今般其局郵便電信局ニ改定可相成ニ付而者辞表御差出相成度、依命此段申進候也

明治二十三年五月十二日

津郵便電信局長本多静直（印）

松阪郵便局長水谷久右衛門殿

上記は津郵便電信局長の本多静直から水谷久右衛門宛てに松阪郵便局が郵便電信局に改定されるため、辞表を提出するようにとの政府命令を伝達している。それに合わせて政府通信省総務局長前島密名義で郵便物通送受負方を解職するとの通知がなされている。

伊勢國飯高郡

松坂郵便局郵便物通送受負人

水谷久右衛門

郵便物通送受負方、明治廿三年五月十五日限り解止ス

明治廿三年五月十日 通信省総務局長 前島密（印）

久右衛門は依願という形で本官を免ぜられるという形を取らされたと言ってよい。

松阪郵便局長水谷久右衛門

依願免本官

明治二十三年五月十五日

通信省

同年5月17日付で松阪郵便電信局長（林歌次郎局長）に郵便為替金と諸帳簿用紙等を引き継いだ（表7参照）。『通信公報』によると、この林歌次郎は5月10日付で通信七等技手兼松阪電信局長から松阪郵便電信局長に任命され、判任官五等に叙せられている⁽¹⁹⁾。

久右衛門は同年5月18日付で山田の世古口喜平次、鳥羽の鶴飼九右衛門、「六ケン（軒カ）」の水谷紋次郎、齋宮の木戸口久太郎、相可の森本愛之助、小野江の池田幸次郎、「東原部」の鈴木齋助、大川内の錦豊助、「久の」の清水盛次郎宛てにそれぞれ礼状（はがき）を送った。5月29日付で通信省より久右衛門に慰労金20円が支給された。

(3) 郵便切手売下人、水谷久右衛門

その後、久右衛門はどのような余生を送ったのであろうか。郵便御用から身を退いて2年後の明治25年（1892）5月に通信大臣後藤象二郎宛てに「御願」を提出した。

御願

皇国諸道駅々へ郵便御開行ニ相成候節、私長男水谷休之丞へ先年郵便役所詰等外二等取扱役拜命奉奉中、明治七年郵便為替御用ニテ駅逋御寮へ出頭被仰付、上京致シ全年十一月御用済帰途ノ砌り箱根辺ヨリ發病ニテ静岡濱松豊橋ノ病院長ニ診察ヲ受、服薬加養仕候へドモ養生不相叶、豊橋ニ於テ病死仕候ニ付、其趣御届申上候處、後任私へ拜命等外二等取扱役被仰付、一昨明治廿三年四月迄奉職仕来候處、御都合ニテ松阪電信局ヲ全郵便局へ合併被仰出、私老年ニ付、其際辞職奉願退職罷在候處、永々取扱来候ニ付、衆人昼夜ノ無別私自宅ニ来り郵便切手賣下ケヲ乞者今日々有之ニ付、私自宅ニ於テ郵便切手賣下ケノ義許可被成下候ハ、衆人ノ便利トモ相成候ト奉存候ニ付、仮繪圖面相添へ奉願候、最モ當今設置アル郵便電信局ト私宅ト隔間ハ僅ニ候へ共、私宅ノ向ナル三井銀行へ從來許可相成、電信切手近年迄賣下ケ罷在候間、何卒格別ノ御詮議ヲ以御許容被成下候様奉願候也

三重縣飯高郡松阪町

19 通信省総務局『通信公報』第292号（明治23年5月27日発行、郵政博物館郵政資料センター蔵）。

引継書類表題	引継書類月日	引継の現金と品物	金額と個数	備考	
書類物品引継書	5月16日	諸帳簿、用紙共			
		見合印鑑之類			
		郵便局印	1		
		郵便局日付印、その他印形類	4		
		八角時計	1		
		遞送時計	6		
経費金引継書	5月16日	経費（下欄取扱費の合計）	金48円34銭		
		郵便取扱費（郵便局経費）	金7円30銭8厘		
		内訳	局費	金2円97銭3厘	
			別途局費（特置傭員月給8円渡し済み）	金1円3銭2厘	
			開閉取扱費	金3円9銭7厘	
			交換取扱費	金20銭6厘	
			通送費（5月16日一同31日）	金22円9銭	1カ月金42円80銭の日割り
		集配費	金14円81銭3厘	1カ月金28円70銭の日割り	
		為替貯金取扱費	金4円12銭9厘	1カ月金8円の日割り	
郵便為替金及諸帳簿用紙等請継書	5月17日	本日現在金高	金377円10銭6厘		
		未払い報知高現在高	金112円31銭8厘		
貯金二係ル金円并二諸帳簿用紙等請継書	5月18日	諸帳簿、用紙共	17		

*水谷家文書26Q-26「松坂郵便局事務書類 二」より巻島作成

表8 明治23年（1890）、松坂郵便局から松阪郵便電信局への引継金品

大字本町四十五番地

水谷久右衛門

明治廿五年

五月

逓信大臣伯爵後藤象二郎殿

この「御願」の趣旨は、長男休之丞が東京府の逓信本寮へ出頭してその帰路に客死したこと、明治6年から同23年までの18年間の長きに亘り郵便御用に勤めてきたこと、そのため郵便切手を自宅に買い求める客がいること、その切手売り下げに三井銀行に許可を与えられたことなどが触れられる。長男の急逝により自身が代わって郵便業務に長年取り組んだ功労者であるにも関わらず、郵便電信局と目と鼻の先の久右衛門宅ではなく、道を挟んで向かい側の三井銀行に認可したのだから、久右衛門にも認可してほしいという論法で願い出ている。願いを認めてもらおうという動機の下、同情を得えようとしていることは読み取れるものの、そのことを差し引いても尚、長男休之丞の急死が久右衛門に影を落としていることの窺われる文面である。

おわりに

明治7年（1874）12月、水谷久右衛門は内国通運松阪分社と併せて、急死した休之丞が進めていた郵便御用を請け負うこととなる。

郵便為替業務に当たり、自前の資金を元手にしながらも、金融トラブルの予防のため駅通寮

側の方針を容れて、水谷家の資産を抵当に入れ、駅通寮に地券を差し出した上で業務を遂行した。その間、久右衛門の二男亀三郎の不正行為もあったが、亀三郎を切る形で郵便取扱所の存続を図った。松阪郵便取扱人としての昇級、また褒賞をみると久右衛門が郵便取扱所の営業にいかにか心を砕いたかが了知し得る。

松阪郵便局の郵便区を事例に見られたように函場と切手売下所が増設されることによって利用者の便宜に供するようになった。また集配巡路明細図では村役場を経由して各地域を細かに結んだことによって郵便件数を着実に伸ばすことにつながった。そのためにはさらに遡って松阪郵便局が津、山田、大石、相可の各地域局と結ぶ通送が時間厳守下で一定の速度且つ着実に機能することによって可能になり得たと言えよう。

また郵便取扱所の日々の業務を支えたのが書記の存在である。松阪郵便取扱所の書記は業務全般を総覧したものと思われるが、いずれも40歳前後のベテランであることが判明した。松阪郵便局だけに絞ると、勤続年数はまちまちだが、概ね6年、10年という長期間の多いことがわかる。組織運営に最も重要なのが人材確保である。本論では上野朝五郎の事例を扱ったが、朝五郎の履歴から褒賞を見ると、その当初の精勤振りが窺える。尤も朝五郎はその後、放蕩に流れたが、大多数の江戸時代生まれの生真面目な日本人たちが近代日本の地方末端で郵便事業を下支えしたことがわかる。

本稿では水谷久右衛門が請け負った内国通運松阪分社のことについて触れられなかった。山城屋の業態で気になるのが、どのように内国通運と郵便の両立を図り、営業したのかという点である。次稿で内国通運松阪分社の実態を探った上で、今号の成果と合わせながら考察を進めたい。

【付記】起稿するに際し、郵政歴史文化研究会第一分科会の石井寛治先生、藤本栄助郵政博物館館長、小原宏氏、田原啓祐氏、倉地伸枝氏に貴重な助言を頂いた。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

(まきしま たかし 桐生市史編集委員会近世部会専門委員、
伊勢崎市史編纂専門委員会専門部会員)